

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年六月二十六日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	草加児童 相談所	令和8年3月6日 (第699号)	業務補助員1名に対する令和7年3月分の報償費について、支給決定額が17,600円のところ、誤って176,000円を支出したことは著しく不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により財務に関する適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過払分について、相手方に納入通知書を送付し、令和8年1月30日に納入が完了した。 2 支出事務に係る決裁に関与している職員に対し、財務基本研修資料を周知し、改めて支出事務に関する基本的な事務処理手順を確認させた。 3 当事案の発生時は、決裁に関与する職員は起案者と決裁権者のみの体制であった。事案発生を受け、決裁は必ず起案者を除く複数名で確認する体制を整えた。併せて、支出事務を行う際は、「チェックシート（歳出編）」を活用することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	川越比企 地域振興 センター	令和8年3月6日 (第699号)	同センター東松山事務所で支出した交際費（懇親会費）について、懇親会に出席した職員が当日に私費での立替払を行い、その後、当該職員の個人口座への振替により精算したことは不適切であった。	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>1 交際費の支出担当への依頼漏れの防止を図るとともに、財務処理の多重チェックを行うため、交際費執行一覧兼チェックリストを作成し、事業担当のグループリーダーが運用することとした。</p> <p>交際費執行一覧兼チェックリストには、執行予定の交際費の内容、執行予定日、金額、事業担当から支出事務担当への依頼日、資金前渡日、事業担当の受領日等を記入し、その内容を、事業担当及び支出担当の複数職員で確認することとした。</p> <p>また、交際費執行一覧兼チェックリストに必要事項が記載され、適切に運用されているかを確認するためのチェックシートも作成し、交際費支出事務発生時及び毎月の自己検査時に、事業担当職員で確認を行うことにより、交際費の執行漏れ防止に取り組むこととした。</p> <p>2 支出事務担当者は、今回の不適切な処理を受け、直ちに研修資料等を用いて財務規則を再度確認するとともに、通常業務の中で財務に関するQ&A等を使用して知識の習得に努め、財務規則に則った適切な事務処理を徹底した。また、毎日の朝礼の際に交際費等比較的支出の頻度が少ない事務について忘れずに起案することを共有し、決裁ライン職員も含めて財務規則等に則った適正な事務処理の意識付けを徹底し、再発防止に向けた運用を図ることとした。</p> <p>3 財務規則第56条第1号に基づき、交際費に係る3か月以内の予定経費を資金前渡で支出し普通預金に預け入れることにより、支出の必要が生じたときは、即応できるようにした。</p>

<p>県民生活部</p>	<p>男女共同参画推進センター支所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>同支所の財務事務のうち、決裁区分が本所の所長であり、かつ専決指定されていない決裁について、支所長代決が常態化していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに常態的な代決を改めた。あわせて、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決裁区分の遵守の徹底を図るため、支所における決裁区分表を作成した。 2 決裁区分表の Teams での周知及び管理職の個別指導により、支所職員全員の決裁区分への理解を深めることで、適正な事務処理の執行を徹底した。
<p>保健医療部</p>	<p>高等看護学院</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>外部講師に支給する、駅等と同学院間の交通費について、講師謝金に含めて支給すべきところ、外部講師に対し職員用の乗車証を交付し、タクシー代を支払っていたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度に作成した事務マニュアル「外部講師謝金における交通費相当額の考え方について」を所属長の決裁により、次のとおり改訂した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「タクシーチケットを交付する」の記載を削除し、タクシー料金相当額を報償費として支払うことを明記した。(令和7年9月11日改訂) (2) 出納総務課への相談内容も踏まえながら、「タクシーの利用を認める基準」と「タクシー料金相当額の計算方法」を新設した。(同7年10月15日改訂) 2 上記(2)の基準に基づき、同7年9月11日以降、タクシーチケットは使用せず、「タクシーの利用を認める基準」に該当する講師に対しては、報償費にタクシー料金相当額を加算して支給している。 3 新規の外部講師の交通費を算定する時に、タクシー利用を認める場合は、該当する基準を明記し学院長の決裁を受けることとした。 4 今回の監査結果及び経緯、及び上記「外部講師謝金における交通費相当額の考え方について」を、財務関係の例規文書として常備することとした。 5 報償費支払時に添付する帳票(支払額内訳書(報償費 交通費相当額))の欄外に、「タクシー料金相当額は [外部講師謝金における交通費相当額の考え方について] に基づく」旨を明記した。

<p>県土整備部</p>	<p>飯能県土整備事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>「橋りょう架換工事(片柳二号橋補助水路敷設工)」及び「総選除交付金(橋りょう維持)工事(越生大橋耐震補強工)」の工事請負契約について、契約額が当初契約に比べ3割を超えて増額となる変更契約の締結に当たり、契約保証金を変更後の請負金額の10分の1以上に増額変更すべきところ、増額していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約に関する正確な手続方法を習得するため、「建設工事請負契約における契約の保証の取扱いについて(平成8年7月17日建設管理課長通知)」を全職員に既読チェック表付きで回覧することにより、周知の徹底を図った。 2 契約書確認シートの該当欄に「3割以上の増額変更の場合は、保証金も増額」などの表記を追加し、契約締結の手続に誤りがないか確認できる体制を整えた。
<p>県土整備部</p>	<p>行田県土整備事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>令和7年度の道路占用許可に基づく占用料1件について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料の納付について、納期限経過後は、速やかに占用料の納付を促すべきところ、納期限経過後に占用者から占用場所が変更になる可能性があるとの相談を受けたことから、変更内容が示されるまで占用料の納付を保留していた。 2 納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかった。 	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿に、納期限の翌日から40日の日付を表示する欄を追加し、容易に督促状発行予定日が確認できるよう事務処理の改善を図った。 2 債権の記入、納付状況の確認、督促状の要否等、債権管理全体の事務処理の適正性を確認するチェックシートを作成し、原則として毎週水曜日に管理担当課長と管理担当職員がチェックを行う体制を整えた。 3 毎月行う財務事務の自己検査の検査項目に「納期限翌日から40日を経過した未収金はないか」を追加し、適切な事務処理の執行を徹底した。
<p>都市整備部</p>	<p>大宮公園事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>令和6年度の占用許可使用料1件及び公共料金使用料2件について、納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿の欄外に督促状発行期限の欄を追加し、確認できるようにした。 2 財務自己検査チェックリストの歳入関係項目に、「総務担当者が取りまとめている債権管理簿を確認したか」、「収入済通知書で消滅年月日を確認したか」の項目を新たに追加し、調定担当者が債権管理簿や収入済通知書

				<p>を確認する体制を整えた。</p> <p>3 毎月の財務自己検査時に総務担当者作成の債権管理簿を調定担当者が確認することにより、複数名で確認する体制を整えた。</p> <p>4 財務会計システム上に納期限超過の警告が表示された場合には、総務を所掌する上席の職員が調定担当者へ注意を促すことにより、適切な債権管理を徹底する体制を整えた。</p>
教育委員会	熊谷女子 高等学校	令和8年3月6日 (第699号)	<p>令和6年度に締結した「l o c u sプログラムを用いたデータサイエンス活用事業」について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 委託契約の仕様書では、項目として「Program I フィールドスタディ（来校型）」と定めており、プログラムの名称のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していた。</p> <p>2 本業務委託において、生徒の名簿を受託業者に提供していたが、契約書に個人情報保護に関する取扱いを定めておらず、業務従事者から個人情報に係る誓約書の写しの提出を求めていなかった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>1 事務職員全員及び担当教諭で、出納総務課の財務研修資料等を用いて、委託契約の仕様書に業務内容を明確に記載する必要性について改めて確認し、意識の共有を図った。</p> <p>2 生徒の学習活動に関係する委託業務の仕様書には、担当教諭が原案を作成する段階から、起案者となる事務職員が関与することとし、執行伺の決裁過程で教頭及び起案者以外の事務職員に回議することで、具体的な業務内容が仕様書に反映されているか確認する体制を整えた。</p> <p>3 財務に関するチェックシート（契約編）に「個人情報の取扱いの委託を含む契約において定めるべき事項が記載されているか」及び「仕様書において業務内容・手法等が具体的に示されているか」の確認欄を追加し、決裁権者である校長のほか、事務長が契約書及び仕様書の内容を確認する体制を整えた。</p>

教育委員会	熊谷女子 高等学校	令和8年3月6日 (第699号)	令和6年度に締結した「電気室接地設備改修工事」について、契約 変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務に関するチェックシート（契約編）に「契約変更に係る執行伺をしたか」の確認欄を追加し、決裁権者である校長のほか、事務長が契約書及び仕様書の内容を確認する体制を整えた。 2 契約進行管理チェックシートに「執行伺決裁日」と「変更契約執行伺決裁日」の欄を追加するとともに、起案時と月1回の自己検査時にチェックシートを添付し、複数の職員がチェックすることで契約変更時に執行伺の漏れがないかを確認する体制を整えた。 3 チェックリスト（自己検査）の項目のうち「執行伺・契約伺は適正か」を「執行伺・契約伺は適正か（契約変更時を含む）」とし、変更契約時にも執行伺が必要であることを、事務職員全員が定期的に確認する体制を整えた。
-------	--------------	---------------------	---	--